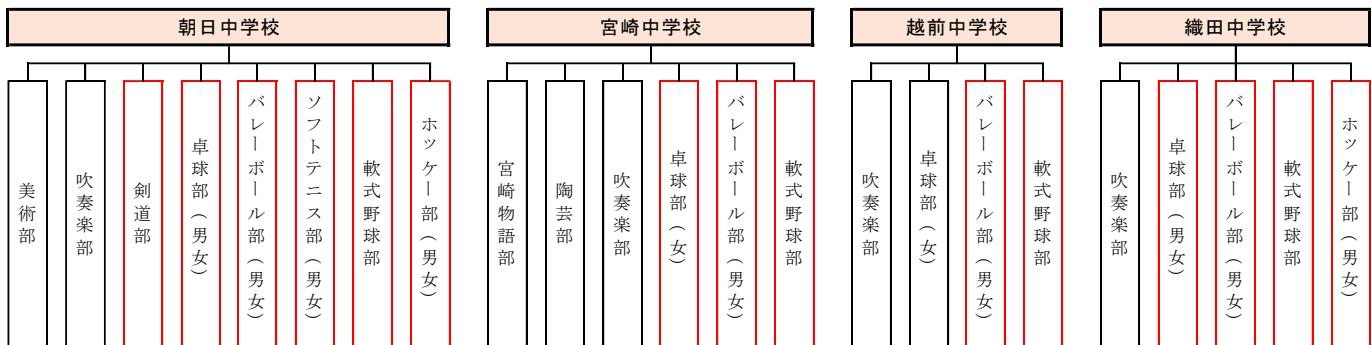


スポーツ活動及び文化芸術活動の実施体制等について

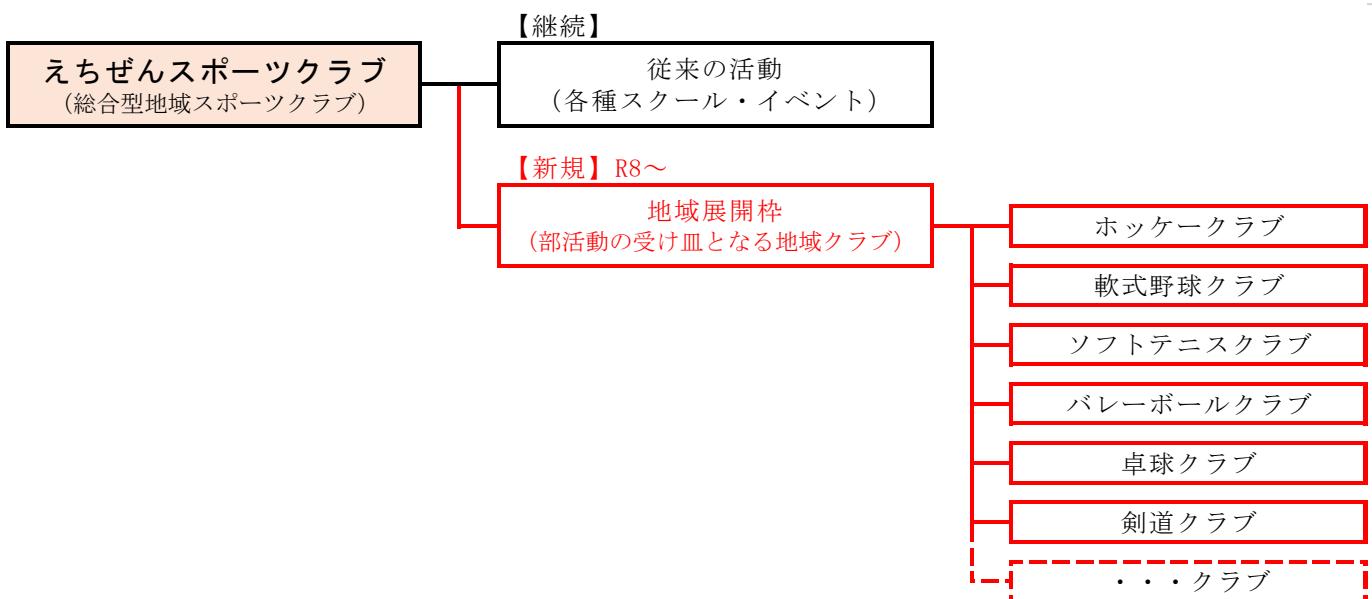
■学校部活動の体制 (□は運動部、□は文化部)



- ・生徒が各中学校に設置されている部活動に所属して活動
- ・人数の状況により複数中学校による合同チームを編成

令和8年度からの休日の活動における実施体制

■運動部 – スポーツ活動の体制



- ・えちぜんスポーツクラブに、新たに地域展開枠を立ち上げ、部活動の受け皿となる地域クラブを開設する。
- ・現在、中学校に設置されている運動部活動の6種目を開設する。
- ・中学校の垣根を超えて、4中学校の生徒が一同に集まって活動を行う。
- ・部活動種目以外の地域クラブの開設を検討する。（現時点では未定）
- ・地域クラブは、費用面や送迎面など、受益者（参加者）の負担で運営する。
- ・練習試合は地域クラブで行うことを基本とし、大会も地域クラブで出場出来る体制を整えていく。
- ・活動頻度や活動時間等、国や県のガイドラインの基準を満たした形で活動を行う。
- ・活動方針やスケジュールの共有など、中学校と連携しながら地域クラブ活動を行う。

■文化部 — 文化芸術活動の体制

□吹奏楽

- ・地域クラブ化を目指し、まずは、4中学校の合同部活動を行う。
⇒ 学校施設及び学校備品の楽器類を使用し、部活動指導員や顧問教員が指導を担う。
- ・地域の指導者の確保や活動場所、楽器運搬などの諸観点に関する検討を今後進める。
- ・受益者負担について
⇒ 費用負担は現状どおりとする。送迎は参加者の負担とする。

□その他の文化部活動（美術部、陶芸部、宮崎物語部）

- ・休日の活動を行っていないため、現状どおり平日の活動を継続して行う。
ニーズ等調査のうえ、地域クラブ化に向けた検討を行う。

■長期休業期間について（夏季・冬季・春季）

□学校部活動

長期休業期間は平日の部活動を基本としており、休日の部活動は実施していない。
長期休業期間中に開催される大会等に参加する場合など、種目によっては実施する場合がある。

□地域クラブ活動

従来どおり、平日の学校部活動を基本とした活動とし、原則、休日の地域クラブ活動は行わない。
※休日の地域クラブ活動の実施を妨げるものでは無く、長期休業期間中に開催される大会に参加する場合や、各地域クラブの状況等によっては、種目ごとに実施する場合がある。